

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出をする方へ

# 林野火災注意報・林野火災警報が 発令されていませんか？

令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始しています。  
降水量が著しく少なく、林野火災が発生しやすい気象状況となった地域を対象に発令します。

## 林野火災注意報

屋外の火の使用について**注意喚起**のために発令します。

### 発令基準

- ①または②に該当する場合
- ①前3日間の合計降水量が1mm以下、  
かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下、  
かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれるときや積雪があるときは、発令しない場合もあります。

## 林野火災警報

屋外の火の使用の**制限**のために発令します。

### 発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、  
強風注意報が発表

※下記の火の使用の制限に従わなかつた場合、消防法第44条により罰則が科されます。

(30万円以下の罰金または拘留)

屋外の火の使用は

**控えてください！**

屋外の火の使用は

**できません！**

### ※屋外の火の使用の制限(由利本荘市火災予防条例第38条)

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
6. 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

市ホームページ



←周知方法などはこちら

お問い合わせ

由利本荘市消防本部予防課 22-4287  
由利本荘市消防署 22-0011

ご協力お願いいたします